

地方分権・行政改革特別委員会 報 告 書

平成 1 7 年 1 2 月

地方分権・行政改革特別委員会

目 次

	頁
はじめに -----	1
委員会の活動状況 -----	2
検討項目 -----	4
1 地方分権について -----	4
2 行財政改革について -----	6
おわりに -----	9
委員会委員名簿 -----	10
調査関係部課 -----	11

はじめに

現在、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、地方分権型社会を目指した「平成の大合併」といわれる市町村合併の大きなうねりがある一方、三位一体の改革による国からの税源移譲等の問題がいまだ不透明な中、それぞれの自治体の舵取りは難しい局面をむかえており、さらなる地方分権・行財政改革が求められる時期にきている。

本県においても、平成13年度から平成17年度までを対象期間とする「新行政改革大綱」に基づき、市町村への権限移譲や行政のスリム化を目指した様々な行財政改革を推進してきた。そして現在は、平成18年度から平成22年度を計画期間とする「行財政改革大綱」の策定に取り組んでいるところである。

本県を取り巻く状況を見ると、1兆円を超える県債残高に代表されるような厳しい状況におかれた財政の健全化、効率的な県庁を目指した県庁内分権の推進、民間のノウハウを活用し、効率的・効果的な施設運営をめざす指定管理者制度の導入など、新たな視点に立った行財政改革を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このような状況にあって、本委員会は、「行財政改革大綱」に盛り込んでいく今後5年間の地方分権・行財政改革に関する様々な課題に関して、現在の本県の状況を詳細に調査するとともに、今後重点的に取り組むべき課題等に関し、積極的な調査研究を行ってきたところである。

この報告書は、これらの本委員会の調査研究活動の結果をとりまとめたものである。

委員会の活動状況

1 平成17年3月23日(水)

[第1回委員会 定例会中]

- (1) 第279回定例会において、本委員会が設置され、委員が選任された。
- (2) 正副委員長互選の結果、委員長に鯉沼義則委員が、副委員長に高橋修司委員が選任された。
- (3) 閉会中の継続調査事件として、次の1件を議長に申し出、議決された。

「地方分権及び行政改革の推進に関する調査研究について」

2 平成17年4月28日(木)

[第2回委員会 閉会中]

- (1) 委員席を決定した。
- (2) 重点テーマを次のとおり決定した。
 - 「市町村合併などを契機とした地方分権の推進について」
 - 「社会経済情勢を踏まえた更なる行政改革の推進について」
- (3) 年間活動計画を決定した。

3 平成17年6月13日(月)

[第3回委員会 定例会中]

「栃木県新行政改革大綱の取組状況」、「中期財政収支見込み」及び「次期大綱の基本的な考え方」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

4 平成17年7月25日(月)

[第4回委員会 閉会中]

「市町村合併の推進」及び「道州制をめぐる議論」について、執行部から説明を受けて、質疑を行った。

5 平成17年10月4日(火)

[第5回委員会 定例会中]

「財政の健全化」及び「定員管理の適正化」について、執行部から説明を受けて、質疑を行った。

6 平成17年10月26日(水)

[第6回委員会 閉会中]

「電子県庁の推進」及び「行財政改革大綱の各論検討項目」について、執行部から説明を受けて、質疑を行った。

7 平成17年10月27日(木)～10月28日(金)

[第7回委員会 閉会中]

(1) 福岡県を訪問し、福岡県における行政改革の取組状況について関係者から説明を受け、意見交換を行った。

(2) 北九州市門司港レトロ地区を訪問し、門司港レトロ地区における指定管理者制度の導入経緯等について関係者から説明を受け、意見交換を行い、現地視察を行った。

8 平成17年11月21日(月)

[第8回委員会 閉会中]

(1) 「県庁内分権」、「市町村への権限移譲」及び「行財政改革大綱(素案)」について、執行部から説明を受けて、質疑を行った。

(2) 報告書の骨子について検討を行った。

9 平成17年12月14日(水)

[第9回委員会 定例会中]

報告書(案)について検討を行った。

検討項目

1 地方分権について

(1) 背景・必要性

地方分権とは、従来の中央集権型行政システムを地方分権型行政システムへ転換させることであり、地域のことは地域の住民や自治体の判断と責任で解決できるように、行財政の仕組みを変えることである。

一方、昨今の国・地方を通じた厳しい財政状況の中で進められている国庫補助負担金の改革、国から地方への税財源移譲、地方交付税の見直し、いわゆる「三位一体の改革」により、財政力の弱い小規模市町村においては基礎自治体としての行財政基盤を確立し、より効率的に行政サービスの提供を行うべく、いわゆる「平成の大合併」といわれる市町村合併が進んでいる。

本県においても、これまで長く続いてきた49市町村の体制が、今年度末には33市町となる見込みであるが、合併の構想がありながら、合併できなかった市町村もある。

(2) 基本的な考え方

県・市町村が、適切な役割分担の下で、自らの責任と判断で主体的に施策を展開できる地方分権型社会の実現を目指すことが重要である。

そのためには、県は、市町村の自主的な合併の取組を積極的に支援するとともに、地域住民の利便性向上が図れるものや迅速・的確な対応が可能になるもの等については、市町村の規模等にも配慮しながら、市町村への権限移譲を積極的に進める必要がある。

そして、県は、より全県的、広域的な事務に特化していくことが求められる。

(3) 具体的な提言

市町村合併のための適切な支援を行うこと。

基礎自治体としての行財政基盤を確立し、効率的に行政サービスを提供するためには、市町村合併は避けて通ることのできない課題である。

本県においては、これまで長く続いてきた49市町村の体制が、今年度末には33市町となる見込みであるが、一方、合併の構想がありながら、合併できなかった市町村もある。

県が、「合併新法」に基づく合併構想を策定する際には、住民等の意見を踏まえて、適切な組合せとなるよう努めること。

また、合併に取り組む市町村に対しては、適切な支援を行うこと。

市町村への権限移譲を積極的に行うこと。

できるだけ住民の身近なところで行政サービスが完結できるよう、市町村合併の進展を踏まえ、将来の道州制も見据えながら、市町村への権限移譲をより積極的に行うこと。

出先機関への権限移譲を積極的に進め、地域総合局化を図ること。

住民の身近なところで行政サービスが完結できるよう、出先機関への権限移譲を積極的に進め、拠点出先機関の地域総合局化を図ること。

市町村との人事交流を積極的に行うこと。

市町村との連携強化という観点から、市町村からの要望に応えて職員の人事交流をより積極的に行うこと。

市町村と連携して税の滞納を減らす方法を検討すること。

県だけでなく市町村においても滞納税額が増加している状況にある。県民全体の税の公平性の観点から、市町村と連携して滞納を減らすための仕組みの導入について検討すること。

都道府県相互の情報の共有化を図り、職員の人事交流にも努めること。

地方分権が進めば、地方自治体の権限が拡大され、自治体間の競争の時代になるものと思われる。道州制の議論もあることを考えると、都道府県相互の情報の共有化を図りながら仕事を進めていくことが効果的であると思われる。

そのためにも、都道府県相互の職員の人事交流にも積極的に取り組むこと。

2 行財政改革について

(1) 背景・必要性

我が国は、景気は緩やかな回復基調にあるものの、バブル崩壊後の長引く不況に続く低成長時代の到来とともに、少子高齢化による人口減少の時代を迎えつつある。

県の財政は、税収が伸び悩む中、県の貯金である財政調整的基金が減少するとともに、「三位一体の改革」により国庫補助負担金、地方交付税が削減されるなど、一段と厳しい局面を迎えている。

こうした厳しい財政状況の中で、将来の世代に過重な負担を残さないよう、簡素で効率的な執行体制を確立し、持続可能な財政基盤を確立するため、行財政改革は避けて通ることのできない喫緊の課題である。

(2) 基本的な考え方

市町村合併が進展し、その規模・能力が拡大しつつある中で、広域自治体としての県の役割が現在改めて問われていることを認識し、市町村との役割分担を見直すとともに、NPOなど多様な民間活力との協働も視野に入れ、県の役割の重点化を図る必要がある。

特に、間近に迫った人口減少時代の到来を見据え、少ない経費で多くの効果を生み出すことを基本として、徹底した歳出削減や簡素で効率的な組織への改組を行い、将来の世代に過重な負担を残さな

いたための取組を、県議会と執行部が車の両輪となり行っていく必要がある。

(3) 具体的な提言

県債残高を減らす目標を掲げ、起債発行額を抑制すること。

毎年度の公債償還費が増えると、財政が硬直化し、政策的経費に財源を充当できなくなる可能性がある。健全な財政運営を持続するため、県債残高を中長期的に減らす目標を掲げ、目標達成に向けて、起債発行額の抑制などに積極的に取り組むこと。

財政健全化のため徹底した歳出削減に取り組むとともに、県の財政の厳しさを県民に周知すること。

漫然と事業を継続するのではなく、すべての事業を聖域なく見直し、徹底した歳出削減に取り組むとともに、県の財政の厳しさを、県民に分かりやすく情報開示し、理解を得ること。

職員の定員削減に積極的に取り組むこと。

市町村や民間との適切な役割分担の下、市町村への権限移譲を進めるとともに、「民間にできることは民間に」という考え方を徹底し、事務事業や組織の見直し等を通して、職員の定員削減に積極的に取り組むこと。

職員の意識改革を積極的に図ること。

県民の目線でより良い行政サービスが提供できるよう、職員の意識改革を積極的に図るとともに、やりがいのある活力ある職場づくりに取り組むこと。

外郭団体の見直しを積極的に進めること。

外郭団体は、これまで県行政を補完するという重要な役割を果たしてきたところであるが、設立後の社会情勢の変化を踏まえ、役割、必要性などを含めた団体のあり方について根本から見直し、積極的に整理統合を図ること。

また、外郭団体の活動を、目標達成などの尺度で評価し、今後

の財政支援、人的支援などに反映する仕組みを検討すること。

指定管理者制度については、民間が参入しやすいような競争条件の整備を図ること。

今回の指定管理者制度導入に伴う候補者の選考結果を踏まえ、今後は、民間が参入しやすいような競争条件の整備を図ること。

県営住宅使用料や県税の滞納については、適切に対応すること。

県営住宅使用料や県税を滞納している者には、納めたくても納められない者と納める資力があるのに誠意がなく納めない者がいる。

誠意がなく納めない者に対しては、立ち退き請求や差押えなど毅然とした態度で臨むこと。

県の所有する土地で将来にわたり利用が見込まれないものは、計画的に売却し、財源確保に努めること。

中長期的に財源不足が見込まれる中、県が所有する遊休未利用地については、計画的に売却し、財源確保に努めること。

おわりに

昨今の新聞をみても、地方分権や行財政改革に関する記事が、毎日のように紙面をにぎわしている。しかもその論調は、地方自治体や公務員に対して厳しいものとなっており、厳粛に受けとめる必要があると考える。

また、来年度当初予算の編成においても、多額の財源不足額が見込まれている。

一方、来年度は、新しい総合計画である「とちぎ元気プラン（仮称）」の第1年次であり、プランに盛り込まれた様々な施策の今後の着実な展開を図らなければならない。

こうした意味で、地方分権や行財政改革を積極的に進め、県が実施する施策の峻別化を図るとともに、県と市町村、行政と民間の役割分担等についても、これまでの固定的な考え方を捨て、その実情に応じた対応を検討すべき時期にきている。

本委員会は、そのような見地からも、本県におけるこれからの地方分権・行財政改革について、様々な調査研究を実施してきたところである。

あらためて申すまでもなく、地方分権の推進と行財政改革を不断の努力のもと実施することは、県民の等しい願いである。

このため、執行部においては、「行財政改革大綱」の策定に際して、本報告書に盛り込まれた委員会の調査・検討結果を十分に反映させるよう望むとともに、県議会においても、現下の厳しい財政状況に配慮し、真に必要な施策かどうか峻別し、提言していく必要がある。

今後の地方分権・行財政改革に関する施策の展開にあたり、県議会としても、積極的に支援・協力を惜しまないものである。

委員会委員名簿

地方分権・行政改革特別委員会

委員長	鯉沼義則
副委員長	高橋修司
委員	石井万吉
委員	岩崎信
委員	柳淵忠男
委員	星一男
委員	本多勝美
委員	小瀧信光
委員	小林幹夫
委員	吉沼正夫
委員	吉渡辺サ卜子
委員	手塚功一
委員	高橋文吉

調査関係部課

総務部 行政改革推進室

財政課

人事課

市町村課

企画部 企画調整課

情報政策課